古賀準都市計画特定用途制限地域の変更

準都市計画特定用途制限地域を次のように変更する。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 面　積 | | 制限すべき特定の建築物等の用途の概要 | | | 備　　考  （建築基準法別表第２） | |
| 特定用途制限地区  （田園居住地区） | 約1,374ha | | １　床面積500m2を超える店舗、飲食店等（農林業関係の施設のうち規則で定めるものを除く。）  ２　床面積500m2を超える事務所等  ３　ボーリング場、スケート場、水泳場等  ４　カラオケボックス等  ５　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等  ６　劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトク  ラブ等  ７　キャバレー、料理店等  ８　個室付浴場等  ９　大学、高等専門学校、専修学校等（学生数が500名未満を除く。）  １０　図書館等（延べ床面積3,000 m2未満を除く。）  １１　病院（病床数200床未満を除く。）  １２　老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等（収容人数200人未満を除く。）  １３　老人福祉センター、児童厚生施設等（収容人数200人未満を除く。）  １４　自動車教習所  １５　自動車車庫（建築物に付属するものを除く。）  １６　築造面積600m2を超え、かつ２階以上の建築物附属自動車車庫  １７　倉庫業を営む倉庫  １８　床面積の合計が500m2を超える倉庫（農林業関係の施設のうち規則で定めるものを除く。）  １９　工場（政令で定めるもの若しくは農林業関係の処理又は加工に必要な施設のうち規則で定めるものを除く。）  ２０　危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場  ２１　危険性や環境を悪化させる恐れがやや多い工場  ２２　危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場  ２３　自動車修理工場  ２４　危険物の貯蔵又は処理の量が少ない施設（ガソリンスタンドの給油所を除く。）  ２５　危険物の貯蔵又は処理の量がやや多い施設  ２６　危険物の貯蔵又は処理の量が多い施設  ２７　産業廃棄物処理施設  ２８　アスファルトプラント  ２９　コンクリートプラント  ３０　クラッシャープラント | | | （に）項第３号  （ほ）項第３号  （ほ）項第２号  ３階以上を事務所 （へ）項第３号  （り）項第２号  （り）項第３号  （は）項第２号  （わ）項第６号  （を）項第６号  （わ）項第４号  （は）項第４号  （に）項第５号  （へ）項第５号  （に）項第２号  （と）項第３号  （ぬ）項第３号  （る）項第１号  （と）項第４号  （ぬ）項第４号  （る）項第２号 | |
| 種　　類 | | 面　積 | | 制限すべき特定の建築物等の用途の概要 | 備　　考  （建築基準法別表第２） | |
| 特定用途制限地区  （筑紫野古賀線沿線地区） | | 約97ha | | １　床面積3,000m2を超える店舗、飲食店等（農林業関係の施設のうち規則で定めるものを除く。）  ２　ボーリング場、スケート場、水泳場等  ３　カラオケボックス等  ４　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等  ５　劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナ  イトクラブ等  ６　キャバレー、料理店等  ７　個室付浴場等  ８　大学、高等専門学校、専修学校等（学生数が500名未満を除く。）  ９　図書館等（延べ床面積3,000 m2未満を除く。）  １０　病院（病床数200床未満を除く。）  １１　老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等（収容人数200人未満を除く。）  １２　老人福祉センター、児童厚生施設等（収容人数200人未満を除く。）  １３　自動車教習所  １４　自動車車庫（建築物に付属するものを除く。）  １５　築造面積600m2を超え、かつ２階以上の建築物附属自動車車庫  １６　危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場  １７　危険物の貯蔵又は処理の量が多い施設  １８　産業廃棄物処理施設  １９　アスファルトプラント  ２０　コンクリートプラント  ２１　クラッシャープラント | （に）項第３号  （ほ）項第３号  （ほ）項第２号  ３階以上を事務所 （へ）項第３号  （り）項第２号  （り）項第３号  （は）項第２号  （わ）項第６号  （を）項第６号  （わ）項第４号  （は）項第４号  （に）項第５号  （る）項第１号  （る）項第２号 | |
| 合　　計 | | 約1,471ha | |  |  | |

* 規制すべき特定の建築物の用途の詳細については、「古賀市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例」において定める。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

（理由）

別添理由書のとおり